

【公表】

整理番号	29
契約番号	7農振財契第450号
件名	森林循環に資する花粉発生源対策(下刈)委託(西多摩郡檜原村樋里地内)(その2)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	西多摩郡檜原村樋里地内
概要	下刈 4.64ha
契約期間	契約確定の日の翌日から令和7年10月16日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	<p>①から③のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目110:道路・公園等管理」のうち「取扱品目05:枝落し・除草・草刈」又は「取扱品目09:森林整備(伐採)」で登録している者であること。</p> <p>②東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目133:樹木・緑地等保護」のうち「取扱品目05:除草・草刈(緑地育成)」で登録している者であること。</p> <p>③当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。</p>
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年8月1日(金) 午前10時00分(入札期間などの詳細は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年7月11日(金)午前10時から令和7年7月17日(木)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	<p>以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。</p> <p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①もしくは②に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件③に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)</p>
備考	<p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u></p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。</p> <p>(8) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。</p>
入札に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0721</p>
仕様内容に関する問い合わせ先	<p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉対策室</p> <p>住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎内</p> <p>電話 0428-20-8134</p>

下 刈 特 記 仕 様 書

委託件名：森林循環に資する花粉発生源対策（下刈）委託

（西多摩郡檜原村樋里地内）（その2）

委託期間：契約確定の日の翌日から 50 日間

第 1 章 総 則

第 1 条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で、この施業に適用する。

第 2 条 この委託の施業に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第 3 条 「標準仕様書」、「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」、「標準仕様書」の順によるものとする。

第 4 条 この委託の施業に当たっては、下記に示す図書を適用する。

- 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出類様式集」
- 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真要領」

第 5 条 標準仕様書、適用図書のうち、この施業に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

第 6 条 受託者は施業写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に、必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。

第 7 条 この委託における施業現場の適正な施工体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第 8 条 受託者は、施業着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第 9 条 受託者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局または所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出しなければならない。

第 10 条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第 11 条 受託者は、施業の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第12条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び、本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第13条 東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を遵守するものとする。

第14条 本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従いSGEC森林認証基準を遵守すること。また、この方針に基づき、重要種の保護に努めることとし、施業時に重要種を発見した場合は、受託者提出書類様式集の様式-12にて報告すること。

なお、林業機械燃料及びチェーンソーオイル等の使用にあたっては、「オイル・燃料の管理指導指針」に基づき水系への流出等のないよう適切な管理を行うこと。

第2章 提出書類

第15条 受託者は、施業のしゅん功に際し、次のしゅん功図書を提出すること。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1) 施業記録写真帳 | 紙媒体1部、CD-R (DVD-R) 1部 |
| 2) 状況報告書（記録の報告） | 1部 |

第3章 施業

第16条 下 刈

- 1) 植栽苗木以外の竹、笹、蔓、実生木、草本類は地際よりすべて刈り払うこと。
- 2) 刈払物は苗の生育の支障とならぬよう地面に敷きならすこととし、苗木にかからないよう整理すること。
- 3) 誤伐等に十分注意すること。施業にあたっては植栽木を損傷しないよう細心の注意を払うこと。万が一植栽木を損傷してしまった場合は、第15条で規定する状況報告書により提出すること。
- 4) 下刈の範囲は施業地の外周とし、委託範囲の外周部にある杭を確認しながら施工すること。
- 5) 杭が無くなっている場合は監督員に報告するとともに、誤って破損してしまった場合は、同等の品質のものに当該の番号を記載し、元の位置に打設すること。
- 6) 獣害防止柵の損傷を発見した場合や、作業中に誤って損傷させてしまった場合は、当日中に監督員に報告すること。
- 7) 獣害防止柵にシカやカモシカ等が絡まっていた場合や、獣害防止柵内でシカやカモシカ等を発見した場合は、当日中に監督員に報告すること。

第17条 獣害防止柵点検

- 1) 施業地内に設置する獣害防止柵を目視点検し、支柱の倒伏やネットの破れ、アンカーの脱落などを確認した場合、監督員に直ちに報告するとともに、第15条2)で定める状況報告書に記載すること。

第18条 苗木活着調査

- 1) 施業地内における獣害による枯れや自然枯死の割合を、1箇所/haの頻度で目視により確認すること。
- 2) 前項の結果を施業地測量図に記入し、第15条2)で規定する状況報告書に添付のうえ、監督員に報告すること。

第19条 その他

- 1) 施業進行に際し、監督員、地権者、周辺工事等との連絡を密に取りトラブル等が起きないように十分注意すること。
- 2) 施業箇所一般登山者が立ち入らないよう保安看板等を設置し、現場内に登山者等が立ち入らないよう万全を期すこと。また、下部に林道等がある場合には、通行者に注意を促す旨の案内看板を受託者の責任において設置すること。
- 3) 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。
- 4) この契約の履行に際し、知りえた個人情報を第三者に漏らさないこと。
- 5) 施業箇所内で死んだイノシシを発見した際は、管轄の市町村及び監督員に連絡し、車両のタイヤ及び靴底は消毒すること。
- 6) 熱中症対策として、労働安全衛生規則第612条の2の規定により発災時の報告体制及び悪化防止措置の手順を整備・周知するとともに、これらを施業計画書に記載すること。また、施業時に直射日光への対策や塩分、水分補給等を実施するとともに、施業記録写真帳に熱中症対策の実施写真を添付すること。
- 7) 上記以外の事項については、監督員と協議すること。